

平成 29 年 6 月 29 日

一般競争入札のお知らせ

全国中学校駅伝大会  
滋賀県実行委員会  
会長 高野 清

下記のとおり一般競争入札を行いますのでお知らせします。

記

1 入札に付する事項

(1) 平成 29 年度第 25 回全国中学校駅伝大会

- ①大会要項、宿泊・弁当・輸送要項
- ②大会プログラム
- ③大会報告書
- ④大会ポスター
- ⑤大会パンフレット

の作成等業務

(2) 業務の内容等 仕様書のとおり

(3) 納入期限

- ①平成29年10月 6 日 (金)
- ②平成29年12月 8 日 (金)
- ③平成30年 2 月 9 日 (金)
- ④平成29年 8 月 7 日 (月)
- ⑤平成29年12月 8 日 (金)

(4) 納品場所

下記、実行委員会事務局を含む、実行委員会が指定する場所

〒520-0833滋賀県大津市晴嵐一丁目20番20号大津市立粟津中学校内

平成29年度 第25回全国中学校駅伝大会滋賀県実行委員会事務局

TEL 077-535-9080 FAX 077-535-9081

E-mail:ekiden-shiga@office.eonet.ne.jp

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されていること。

ア 営業種目

大分類：物品  
中分類：印刷・製本  
小分類：一般印刷  
細分類：全て

イ 地域ブロック

大津市、南部（草津市、守山市、栗東市、野洲市）

3 入札説明会

入札説明会は行いません。

入札に参加を希望される方は、平成29年7月7日（金）17時00分までに、入札参加届を下記の場所に提出してください。（FAX可）

〒520-0833滋賀県大津市晴嵐一丁目20番20号大津市立栗津中学校内  
平成29年度 第25回全国中学校駅伝大会滋賀県実行委員会事務局  
TEL 077-535-9080 FAX 077-535-9081  
E-mail:ekiden-shiga@office.eonet.ne.jp

4 入札執行の日時および場所等

(1) 入札の日時および場所

平成 29 年 7 月 10 日（月）14 時 00 分  
滋賀県大津合同庁舎 3 階 入札室（大津市松本 1 丁目 2 - 1）

(2) 開札の日時および場所等

入札終了後直ちに行います。

5 入札方法等

(1) 紙の入札書を持参し入札を行うこととします。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 6 保証金  
入札保証金および契約保証金については、免除します。
- 7 契約書作成の要否  
要
- 8 郵便等による入札  
否
- 9 代理人の入札  
代理人が入札する場合は、入札前に委任状を入札執行者に必ず提出してください。  
なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所・氏名を記入し、同じ印を押印してください。
- 10 落札者の決定
  - (1) 契約を履行することができる平成29年度 第25回全国中学校駅伝大会滋賀県実行委員会事務局が認めた入札参加者であって、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とします。
  - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上ある時は、くじにて落札者を決定します。なお、落札となるべき同価の入札をした者はくじを辞退することができません。
- 11 再度入札
  - (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、ただちに再度の入札を行うことがあります。
  - (2) 失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができません。
  - (3) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがあります。
- 12 入札の無効に関する事項  
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
  - (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
  - (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
  - (5) 入札書記載の金額および氏名ならびに押印その他入札要件の記載が確認できない入札
  - (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
  - (7) 虚偽の申請等を行った者のした入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

1 3 契約手続きにおいて使用する言語および通貨  
日本語および日本国通貨とします。

1 4 その他

- (1) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができません。
- (2) 入札参加停止措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできません。
- (3) 入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者またはその代理人が負担するものとします。
- (4) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめます。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとします。
- (5) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とします。
- (6) その他入札執行者が指示する事項を遵守してください。